

青森県報

第八百八十四号

令和七年
三月五日
(水曜日)

目 次

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定.....(障 祉 課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定.....(同) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定.....(同) 一
- 家畜伝染病検査の実施.....(畜 産 課) 二
- 右 同.....(同) 二
- 右 同.....(同) 二
- 右 同.....(同) 二
- 右 同.....(同) 二
- 右 同.....(同) 三
- 右 同.....(同) 三
- 右 同.....(同) 三
- 右 同.....(同) 三
- 右 同.....(同) 三
- 右 同.....(同) 四
- 右 同.....(同) 四
- 家畜伝染病注射の実施.....(同) 四
- 保安林の指定予定.....(林 政 課) 五
- 都市計画事業の変更認可.....(都市計画課) 六
- 右 同.....(同) 六

告 示

青森県告示第百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和七年三月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者	名 称	主たる事務所の所在地	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	障 害 福 祉 サ ー ビ ス を 行 う 所	指 定 年 月 日
	株式会社なかしま	○南 津 軽 郡 大 鰐 町 大 字 三 ツ 目 内 字 大 堰 口 三 三 の 一	共同生活援助	グループホームいだて	令和七・三・一
				平川市岩館長田六〇の四	

青森県告示第百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和七年三月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
-----	-------	---------------

I & H野辺地薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の二二	令和 七・三・二六
つがる薬局店	五所川原市川端町三の四	〃

青森県告示第百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和七年三月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
I & H野辺地薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の二二	令和 七・三・一
つがる薬局店	五所川原市川端町三の四	〃

青森県告示第百十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりヨーネ病検査を受けることを命ずる。

令和七年三月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 実施の目的
ヨーネ病発生予防のため
- 二 実施する区域
青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の乳用雌牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の肉用牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

- 2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

- 3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、スクリーニング法による検査、リアルタイムPCR法による検査又はヨーニン検査

青森県告示第百十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

令和七年三月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項又は家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の規定に基づく届出の対象となる牛

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬バラチフス検査を受けることを命ずる。

令和七年三月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

馬バラチフス発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオーエスキー病検査を受けることを命ずる。

令和七年三月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

オーエスキー病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百二十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり腐蛆病検査を受けることを命ずる。

令和七年三月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

腐蛆病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している蜜蜂で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査及びその他必要な検査

青森県告示第百二十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルセラ症及び結核検査を受けることを命ずる。

令和七年三月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 実施の目的
ブルセラ症及び結核発生予察のため
- 二 実施する区域
青森県一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 1 実施区域内で輸入後、一年以上経過した繁殖用又は搾乳用の雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
 - 2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
 - 3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 四 実施の期日
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日
- 五 検査の方法
家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ症についてはエライザ検査、結核についてはツベルクリン検査

青森県告示第百二十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりアカバネ病検査を受けることを命ずる。

令和七年三月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 実施の目的
アカバネ病発生予察のため
- 二 実施する区域
青森県一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 四 実施の期日
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日
- 五 検査の方法
家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百二十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚熱検査を受けることを命ずる。

令和七年三月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 実施の目的
豚熱発生予察のため
- 二 実施する区域
青森県一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼育している豚及びいのししで、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 四 実施の期日
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日
- 五 検査の方法
家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百二十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

令和七年三月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育されている家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

青森県告示第百二十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚熱の発生を予防するための注射を受けることを命ずる。

令和七年三月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している豚及びいのししであつて、当該区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

青森県告示第百二十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和七年三月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 保安林予定森林の所在場所

黒石市大字袋字白沢六七の二三三、六七の三二六、宇兵岩沢九の六・九の七・九の二〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

都市計画事業の変更認可

八戸都市計画、おいらせ都市計画、六戸都市計画及び五戸都市計画下水道事業馬淵川流域下水道（馬淵川処理区）の変更認可について、令和七年二月二十日東北地方整備局告示第十三号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

令和七年三月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 都市計画事業の種類及び名称

八戸都市計画、おいらせ都市計画、六戸都市計画及び五戸都市計画下水道事業馬淵川流域下水道（馬淵川処理区）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目一の

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

都市計画事業の変更認可

弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道事業岩木川流域下水道（岩木川処理区）の変更認可について、令和七年二月二十日東北地方整備局告示第十四号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

令和七年三月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道事業岩木川流域下水道（岩木川処理区）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目一の

四 事業地の所在

1 収用の部分

昭和五十四年建設省告示第九百九号、昭和五十六年建設省告示第六百四十九号、昭和六十年建設省告示第四十号、昭和六十一年建設省告示第六百八十二号、平成二年建設省告示第二千四十五号及び平成六年建設省告示第三百八十三号の事業地のうち、青森県弘前市大字津賀野字浅田地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

変更なし

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭